

神戸地区カトリック共同納骨所使用管理規程

(目的)

第1条 この規程は、次の納骨所における遺骨の納骨、施設の使用ならびに維持管理について必要な事項を定めたものである。

- (1) 舞子墓園カトリック納骨所(神戸市立舞子墓園荘厳C地区216-217号)
- (2) とべら墓地カトリック納骨所(神戸市立鶴越墓園とべら墓域3区1号内)

(申込者の資格)

第2条 納骨所の使用の申込み資格者は、原則としてカトリック大阪大司教区(以下「教区」という。)に所属する信者及びその親族とする。

ただし、小教区担当司祭が特に認めた者はこの限りではない。

(管理委員会)

第3条 納骨所の使用、維持管理などの運営を円滑にするため、墓地・納骨堂管理委員会(以下「管理委員会」という。)を設ける。

- 2 管理委員会は教区本部事務局長を代表者とし、教区司教が任命する若干名の委員によって構成する。

(使用及び使用予約の申込と承諾)

第4条 納骨所の使用を希望する者は、「納骨所使用申込書」(様式1)に納骨区分及び必要事項等を記入の上「誓約書」(様式2)を添えて管理委員会に申込み、管理委員会の承諾をえなければならない。

- 2 管理委員会が前項の申込を承諾し、申込者より使用料の納付を受け「使用許可書」(様式3)を発行したとき申込者は納骨所使用者となる。(以下「使用者」という。)
- 3 自己の為の使用予約(生前)申込者は使用の許可を受けた後、使用者と同等の責務を負うものとする。

(使用料等)

第5条 納骨所の使用料は合葬(共同埋葬)1柱 30,000円(消費税別)とする。

- 2 小教区担当司祭が納骨所使用希望者に特別な事情があると認めた場合は、使用料を減免することができる。
- 3 使用料は、物価の変動等により不相応となった場合は改定する事がある。
- 4 既納の使用料は返還しないものとする。

(納骨)

第6条 納骨するときは、市町村区長発行の火・埋葬許可書、又は改葬許可書と使用許可書を添えて、別に定める「納骨届」(様式4)を管理委員会に提出し承諾を受けたうえで、小教区又は教区本部事務局納骨所担当者の立会のもとに納骨するものとする。

- 2 使用者は、納骨に際し遺骨を支給する袋に入れ持参することとし、納骨後の遺骨の取り出し、改葬は出来ない。

(使用者の通知義務)

第7条 使用者が使用許可書等に記載された事項に異動があった場合、速やかにその旨を管理委員会に届け出なければならない。

(禁止行為)

第8条 この納骨所にておいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) カトリックの典礼、儀式及び慣行の無視、又はさまたげる行為。
- (2) カトリック以外の他宗教による祭儀などの一切の行為。
- (3) 風致を害するような行為。
- (4) 墓地に関する法令又はこの規程に定める事項に違反する行為。

(墓参)

第9条 墓参に際し次の事項について留意し、他に迷惑を及ぼさないように心がけるものとする。

- (1) 納骨所周辺の清掃は使用者においておこなうこと。
- (2) 取り替えられた供花は必ず焼却場、又は指定された場所に棄てること。
- (3) 墓前への供物は、放置せずに持ち帰ること。

(寄付金)

第10条 事務局は、この納骨所の維持管理に関する経費支弁に供するため使用者から寄付金をあおぐことができる。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は管理委員会が教区司教の承認を受けて行う。

付則

1. 本規程は、2006年4月1日から施行する。
2. 鶴越とべら墓地納骨堂使用管理規程(以下、旧規程という。)は廃止する。
3. 神戸市立舞子墓園カトリック共同納骨所規約(以下、旧規約という。)は廃止する。
4. この規程の施行の際現にこの規程により廃止される旧規程、旧規約の規定により使用許可を受けている者については、この規程の規定により使用許可を受けたものとみなす。
5. この規程の施行にあたり教区司教の承認を受けなければならない。

付則

1. 本規程は、2007年9月1日から施行する。
2. 2019年10月1日より、遺骨預かり新規受付停止に伴い関連項目を削除・修正した。遺骨預かり継続者は更新1回の終了までに限定(最長2025年9月)し共同納骨所使用者と同じで管理規程項目の履行義務を負う。また、第5条3項により使用料の消費税を内税から外税に変更した。
3. この規程及び変更項目の施行は教区司教の承認済である。